

政策資料

No.264

《復刊159号》
1988年9月1日

巻頭言 中村茂1

〈特集〉

1989年度予算編成関係

- 1989年度予算編成等に関する申し入れ ...2
- 1989年度予算概算要求基準の決定について（談話）8
- 1989年度森林・林業予算要求について ...9
- 1989年度文部省予算概算要求についての申し入れ.....12

〈資料〉

- 委員長代表質問（第113国会）14
- 「リクルート疑惑」の徹底究明について（談話）20
- リクルート等調査特別委員会について...21
- リクルート疑惑解明に関する申し入れ...22

- リクルート疑惑証人喚問リスト
(第1次)22
- リクルート疑惑の徹底究明と予算委員会への対応について（談話）23
- 1988年所得税減税についての与野党政策担当者会議の合意.....25
- 1988年所得税減税についての与野党幹事長・書記長会議における確認事項.....25
- 海上自衛隊潜水艦と大型釣り船の衝突事故に関する申し入れ.....26
- 申し入れ（中小企業庁）26
- 代用監獄廃止・拘禁二法の即時撤回を...28

今日の焦点

日本社会党政策審議会

訂正とお詫び

2頁の見出しの一九八八年は一九八九年の
誤りでした。お手数をかけますが次の数字を
貼り込んで下さいますようお願い致します。
深くお詫び申し上げます。
(編集部)

一九八九年度



豊かさの中の貧しさ

中 村 茂

政策審議会副会長

日本は世界一の金持ち国になつたという。外貨準備は八百三十五億ドルで世界第一位。日本人一人当たりの国民総生産（G.N.P.）は一万九千六百四十二ドルで、アメリカ人の一万八千四百ドルを超えたといわれても、一般庶民の暮らしにはピンとこない。その実感はどこにもない。

昨年の一月、通産省が「シルバー・コロニア計画」なるものを提唱し、賛否を含めて大きな関心を呼んだ。シルバー・コロニア計画とは、希望者に海外定住の便宜をはかり、定年後豊かな生活を楽しんでもらおうという構想である。

日本が豊かな国なら、どうして言語、風習、文化が違い、親戚知人もいない海外へ脱出する必要があるだろうか。その理由は、第一に、海外では土地、住宅が安く日本のおさぎ小屋を買うぐらいいの価格で豪邸が手に入ること。第二は、物価が安く、年金やわずかの資産の運用でゆとりのある生活を送ることができるというのである。

このことは、政府自ら日本での生活は数字の上の豊かさであつて、実感の伴わない豊かさであることを見している。

居住環境、社会保障制度のおく象徴するのは、昔と変わらない長

時間労働である。

西ドイツ・ボン在住の仲井斌氏（政治学者）は、ヨーロッパ人は、夏ともなると四週間ぐらい連続して家庭単位のバカンスを楽しんでいる。フランス人やイタリア人は国内中心、ドイツ人やオランダ人は外国行きが多い。だが長期休暇によってつぶれたり左前になつた

会社というのは聞いたことがない。どの企業の従業員も、社長も公務員も皆休むから、問題が起きないと説明してくれた。社会習慣の違いといえばそれまでだが、日本人は働きバチで心のゆとりがないといわれてもやむを得ない。

日本は物価が高く住みにくい。

その庶民の生活に追い打ちをかけるのが「消費税」である。消費者はその名称のとおり、消費者が購入するありとあらゆる商品やサービスに税金をかける。いわば、空気以外はすべて課税、買い物をするたび、サインを開くたび、食べたり飲んだりするたびに問答無用で税金を取られる。大型の間接税であり投網をかけるとはこのことである。

生活の隅々にまで情け容赦なく増税の網をかぶせるものだから、税の逆進性はきわめて強い。したがつて低所得者や年金生活者、生活保護世帯など収入が少ない人ほど消費割合が高いから税負担の割合は大きくなる。弱い者いじめの悪税であり、豊かさの中の貧しさが増大することになる。

私たち社会党は「もう一つの日本と世界」の中で「新しい豊かさ・生活の質の向上」を目標の一つにしている。庶民である勤労国民の豊かさの中の貧しさからの脱却、これはいま私たちの大きな政治課題である。

（なかむらしげる・衆議院議員）

特集

一九八八年度・予算編成関係

一九八八・七・一三

一九八八年度

予算編成等に関する申し入れ

二一世紀を前にして、わが国は内外ともに政策の枠組み自体の転換が求められている。

世界はINF全廃条約の調印、さらに戦略核の五〇%削減から全廃に向けて大きく動いているが、こうした平和への潮流は経済関係にも波及し、新たなデタントを迎えるようとしている。このような時代の転換期に当たって、

世界有数の「経済大国」となったわが国は、軍縮・平和の推進と内需型経済への転換によつて国民生活の質の向上と対外摩擦の縮小をはかるとともに、世界とともに生きるための役割を着実に果たすことが果せられている。

れ、財テク・マネーフームによる「持つものと持たざるもの」との格差、企業間および東京一極集中に示される地域間の著しい格差・不公正が生じている。

この度策定された政府の「経済運営五カ年計画」は、「世界とともに生きる」という視点を打ち出すとともに、「豊かさを実感できる国民生活」の実現を課題とし、内需型経済への転換を掲げている。しかし、豊かさを実感できる生活に向けた計画と重点課題が具体性を欠いていることは極めて問題である。したがつて、政府はこの計画の欠陥を是正し、生活関連の社会資本の整備や土地問題の解決、新たな福祉ミニマムの策定など、二一世紀に向けた経済社会の転換計画を策定し、具体的目標と手段を明らかにするとともに、わが国の成長力を正しく評価し、五%台、内需成長率六%の実質成長をめざすべきである。

また、平和憲法をもつわが国は、新たな国際情勢を踏まえ、すでに世界第三位とも言わ

れる防衛費を対GNP比一%枠内に納めるとともに、積極的な削減に着手すべきである。同時に、世界的規模での環境保全に率先取り組むことが求められている。

そして、対米偏重の貿易構造をアジア・太平洋地域を中心として東西南北の均衡あるものに転換していくことなど、新たな自立の戦略による国際強調の道を歩むべきである。そのため、ODA（政府開発援助）については、GNP比の目標を設定するとともに、戦略援助の停止など質的転換をはかり、返還免除などの債務国援助、資金還流など「世界とともに生きる」日本の国際的役割を果たさなければならぬ。

われわれは以上の立場から、来年度予算編成等に関し、左記の各項について速やかに実施するよう求めるものである。

一、一九八九年度予算編成に当たつての基本的態度

1 予算概算要求基準の転換

政府は喫緊に、対前年度当初予算比で経常部門マイナス一〇%、投資部門ゼロを原則とした一九八九年度予算概算要求基準を閣議決

定する予定とされているが、こうした概算要求基準を設定する限り国民の生活の質の向上はありません、また内外から要請されている経済構造の転換もはかりえない。したがつて從来の臨時行革路線に基づく財政再建至上主義ではなく、内需主導で五%台の実質GNP成長率の達成を目標に、国民生活向上をめざしてきた経常部門一〇%一律削減、投資部門ゼロの予算概算要求基準を改め、社会保障、教育、農林漁業、中小企業、地域経済等に対する施策を充実させ、国民生活基盤、生活環境整備のための公共事業の拡充をはかり、防衛費の優遇を中止すること。

2 国庫補助負担率引き下げ措置の廃止

補助金一律削減は、六三年度までの时限措置であり、その延長は許されない。したがつて、国民生活関連の補助率の原状回復を実施するとともに、国庫補助・負担の繰り延べによつて生じた地方財政負担を完全に補填・返還すること。さらに地方自治・分権を推進する観点から、国と地方との役割、事務分担の見直しを行うとともに、税財政のあり方、補助金行政の抜本的転換をはかること。

2 軍縮・平和の実現と防衛費の対GNP比一%枠の厳守

政府は、戦略核兵器の全廃をめざした米ソ間の交渉の促進、海洋核の削減、通常兵器の軍縮、地域紛争の平和的解決に積極的

(1) 国民に信を問うことなしに、いわゆる大型間接税である「消費税」の導入は、政府・自民党の国民に対する公約に反する。したがつて、「消費税」関連法案の臨時国会への提出、成立の強行は行わないこと。中堅勤労者、低所得者の過重な税負担を軽減するための減税は、当面、自然増収と不公平税制の是正を財源にして実施すること。

(2) 税制改革にあたつては、不公平税制の一掃を最優先課題とし、三～四年かけ慎重に議論するとともに、高齢化社会への対応については、「二二世紀への福祉日本総合計画」を確立するなかで財源対策の検討も行うこと。高齢化社会の到来に伴う国民負担率上昇の抑制を口実にした、極めて容易な自助努力の推進は厳に慎むこと。

二、予算編成の重点事項

1 「消費税」導入の中止、不公平税制のは是正

(1) 国民に信を問うことなしに、いわゆる大型間接税である「消費税」の導入は、政府・自民党の国民に対する公約に反する。したがつて、「消費税」関連法案の臨時国会への提出、成立の強行は行わないこと。中堅勤労者、低所得者の過重な税負担を軽減するための減税は、当面、自然増収と不公平税制の是正を財源にして実施すること。

な役割を果たすとともに、平和憲法を掲げるわが国が、世界の反核、軍縮、平和の先頭に立つ意志表示を行うためにも、防衛費

の優遇を止め、防衛費の対GNP 1% 枠を厳守し、前年度以下に削減すること。また、「思いやり予算」の増額は行わないこと。

(2) 「一層の軍拡・核軍拡の危険をはらむSD I (戦略防衛構想) の研究開発への政府・民間企業の参加・協力、軍事技術の日米共同開発の推進を即時中止するとともに、いわゆるPOMCUS (武器等の事前集積) は行わないこと。

3 「自立・連帯・共生」を原則とした経済協力への転換

(1) ODA はサミットでも表明した国際公約

を果たすため相当額を確保するとともに、「自主・連帯・共生」を原則とし、「戦略援助」をやめ、被援助国の民衆の生活向上、経済の自立化に貢献するものとするため、経済協力の抜本的転換をはかること。そのため、「对外経済協力基本法」を制定し、援助システムの改革を早急に実施すること。

(2) 発展途上国の貧困・飢餓の克服、地理的規模での環境保全・生活社会資本整備のため、世界の軍縮による基金の創設を提唱し、率先して実施していくこと。

4 「土地基本法」の制定、住宅対策の強化

(1) 自治体による土地の先買権強化と財源保障など公共的利用優先策を確立し、社会的な土地の有効利用を推進するため、「土地基本法」の制定、国土利用計画法の強化改正を実現させるとともに、地価評価制度の一元化、さらに土地譲渡所得課税の強化及び保有課税の適正化など土地税制を抜本的に見直すこと。

(2) 地価の異常暴騰による固定資産税、相続税負担の急増に対応するため、土地税制の抜本的見直しの中で評価制度の見直し、小規模居住用資産の特例の拡充等の措置をはかること。

(3) 東京をはじめとする大都市圏における住宅事情を改善し、勤労者が家族構成に応じ、適切な住居費で良質な住宅を確保できるよう、公営・公団住宅の建設戸数と質の拡充、補助の強化、公庫融資の充実、国公有地の有効利用等を推進すること。

5 社会保障の充実と「二一世紀への福祉日本総合計画」の策定

(1) 社会保障関係予算については、人口の高齢化等にともなう当然増経費を確保するとともに、ナショナルミニマム II 「国として

の最低保障基準」の実現を目指に、「二一世紀への福祉日本総合計画」を速やかに策定すること。

(2) 公的年金一元化実現のため「昭和六四年度財政再計算」に当たり①基礎年金の構造改革による最低保障年金の具体化②国鉄共済年金再建プランの策定③雇用(定年延長)改革と年金開始年齢延長の一体的改革、「部分雇用部分年金」の具体化④厚生年金保険国庫負担の繰り入れ特例措置をただちにとりやめ、減額分一兆九七一〇億円、運用収入相当額四六三三億円、計二兆四三四四三億円の返還繰り入れ計画を策定し、実施すること。

(3) 保険制度一元化に当たっては、被用者保険、地域(国民)保険及び老人保険制度の三本建てとすること。また老人保険制度の見直しに当たっては、制度の別建て、税主、保険従の財政方式に改めるとともに、それに対応する診療費支払方式に改め、整合性のある改革を進めること。

(4) ねたきり老人、痴呆性老人、重度障害者のための在宅福祉を整備するため、訪問看護、介護サービスを軸とする病院、診療所、特養ホーム、老健施設などの機能分担、地域における「福祉センター」設置などの地域福祉計画を策定すること。

(5) 国家補償の精神による被爆者援護法制定

をめざし、政府の行つてはいる被爆者死没者に対する弔慰金制度を確立すること。

6 教育・文化対策の拡充

- (1) エリートづくりにつながる「六年制中等学校」や「教育職員免許法」改悪などの国民的合意を欠く臨教審関連の予算は計上せず、教育内容の精選、高校の希望者全入などの教育システムの改革、「新テスト」の私立大学参加の自主性の保障などをはかるとともに、四〇人学級の早期実現、三五人学級の着手、私学助成の大枠拡充など教育諸条件の整備をおこなうこと。また、「有給教育休暇制度」の確立など生涯学習の条件整備をはかること。
- (2) 地域の文化・スポーツ施設の大幅な拡充、国公立ギャラリーの整備、自治体オーケストラ、親子劇場、文化・スポーツの国際交流への助成の強化等々、先進諸国とのなかで著しく少ない文化・スポーツ予算の飛躍的増額を行うこと。また、一巡した「国民体育大会」については、生涯スポーツの観点から広く国民が参加できるよう、そのあり方を抜本的に見直すこと。
- (3) 世界とともに生きるために重要な課題である留学生受け入れについて、奨学金制度、寄宿舎、日本語学校等の整備、国費留学生の枠拡大などの思い切った措置を講じること。

と。そのため、留学生対策予算をODA予算のなかに組み込み文部省予算の別枠とすること。

7 雇用対策・労働時間短縮の推進

- (4) 「災害遭児奨学金制度」創設の基金に対し、政府が責任をもつて拠出し、早急に制度を発足させること。

8 農林水産業の振興

- (1) 企業の海外進出や事業転換等に伴い国内労働者が失業に追い込まれることのないよう必要な規制措置を講じるとともに、特定不況業種等雇用安定法、地域雇用開発等促進法、高年齢者等雇用安定法その他の関係法律について、それぞれ実情に応じた積極的かつ機動的な運用をはかること。
- (2) 外国人労働者問題については、可能な限りその受入れ範囲を拡大することとし、その基準の明確化や住宅、教育、社会保障その他の国内環境・受入れ態勢の整備を図ることとともに、不法就労をなくすため外国人を不法に使用する者に対し罰則を設ける等の有効な規制措置を講じること。また、いわゆる単純労働者の受入れについては、その及ぼす社会的影響の大きさに十分留意し、歐米諸国の経験や動向を参考としつつ、慎重に検討するとともに、自国内において雇用機会が得られるようにするため、関係国に対する経済援助等の拡充をはかること。
- (3) わが国においても完全週休二日制・週四〇時間労働制を早急に確立するため、改正労働基準法の積極的な運用をはかるとともに、金融機関及び官公署の閉店・閉庁方式による完全週休二日制を早急に実施し、下請・中小企業等については必要な保護あるかぎり早急に実現することとし、そのため必要な条件整備に直ちに着手すること。

新算定方式の導入は取りやめること。

(2) 緑を守り、国土を保全し、地場産業との林業再建のために、必要な林道網の拡充、国費による要間伐林の早期解消、

国産材の消費拡大のための低利融資、公的機関による国産材の調達を拡大等を推進するとともに、森林所有者の森林にかかる相続税の減免をはかること。また、国有林事業の財政再建のために必要な経費については、一般会計から繰り入れをはかり、また長期借入金の償還期間の民有林なみへの改善、借入金利の一般会計からの補填措置を講ずること。

(3) 沿岸漁業を振興するため、栽培漁業など

海洋生物の保護育成・開発等を促進すること。また、北洋サケマス漁業、朝鮮水域での漁業を安定的維持等を推進すること。

9 中小企業対策の充実

(1) 国際経済社会の変化に対応するため、きめ細かい中小企業対策を講ずる必要がある。

そのため、必要な財源を政府の責任において保障し、各地域において、自治体が中心となり、地域の特性に合わせた中小企業振興策を策定・推進すること。

(2) 経営環境が厳しくなっている現状をかんがみ、下請企業に対する不法・不当な行為を規制とともに、下請いじめができない

い予防措置を講ずること。また、現状の取り引きに合わせた機動的な法運用を行うこと。

(3) 企業倒産、整備等で職場を失った従業員が自主的に進める共同事業、会社再建に対しては、特段の配慮を行い、総合的援助・育成策を推進し、必要とあらば、法改正をも含む支援策を講ずること。

(4) 不当労働行為を行つた企業に対しては、直ちに政府関係助成を見直し、必要とあらば中止するとともに、公共事業の発注停止、取り消しなどの規制を実施すること。

10 公共事業の転換

(1) 国民生活を質的に向上させるため住宅・住環境整備、防災・下水道、都市緑化対策、

国土保全など生活・自然環境保全のための社会資本を継続的かつ計画的に整備していくこと。

(2) 事業の配分にあたっては、地域の均衡のとれた発展に資するため、不況地域に重点的に配分することとし、内需拡大効果、生産向上の貢献度の高い事業に重点配分すること。

(3) 生活交通の確保

(1) 国民の生活交通を確保するため、鉄道、バス、航路等に対する財政措置を強化する

とともに、国鉄改革に伴う長期債務の円滑な処理と雇用問題の早期解決のため、国鉄清算事業団の業務の適正化と必要な財政措置を講ずること。

(2) 整備新幹線の建設は、陸・海・空のわが国の総合交通政策の確立のなかで推進することとし、併せて交通にかかる費用負担のあり方や安全・環境保全等を含めた総合的な原則を定めた「交通基本法」(仮称)を制定すること。

(3) 地域経済の振興、分権・自治の推進図るため、首都機能の分散、分権・自治の推進に基づいた地域経済の振興、基盤整備を推進すること。また、地方税財源の充実強化をはかり、積極的な地方財政運営を進めること。また、補助金削減の中止、原状回復はもとよりとして、地方税源の充実強化、交付税制度の充実を推進すること。

(2) 地域社会資本の整備、拡充をはかるため、財投原資である郵便貯金資金の自主運用の拡大をはかること。

(3) 過疎地域振興特別措置法については、地方団体等の要望を尊重し、強化延長をはかるとともに、円高・構造不況地域における雇用創出等への助成強化を推進すること。

13 科学技術政策の推進と環境保全

- (1) 自主・民主・公開に基づく科学技術政策を推進するとともに、高度情報化等の基盤を充実するため、技術の基礎的研究、開発の促進に積極的に取り組むこと。
- (2) 原子力偏重のエネルギー政策を改め、原子力エネルギー依存からの脱却をめざすこと。また、輸入食品などの放射能汚染の検査体制の整備とその検査結果の公表を徹底すること。多額の公費を使つた原子力発電のP.R.活動はやめること。
- (3) 原発の新・増設を中止するために、電源三法による交付金等（特別会計）を削減すること。
- (4) 幌延、六ヶ所関連（放射性廃棄物施設、再処理工場、ウラン濃縮工場）の予算及び高速増殖炉「もんじゅ」、大型転換炉の予算是削減すること。また原子力船「むつ」の予算を削減すること。
- (5) フロンガス規制国際協定に基づく政策措置を早急に具体化するとともに、酸性雨の防止のための国内対策、国際協力を推進すること。

14 人権擁護政策の徹底・確立

- (1) 代用監獄の廃止をめざし、拘置所の増設、収用者の待遇改善、人権擁護を推進すると

ともに、いわゆる拘禁四法案については撤回すること。

- (2) 精神保健法の精神に基づき、精神障害者の人権と社会復帰を促進するため①社会復帰五ヵ年計画を策定すること、②社会復帰を担当するP.S.W.（精神科ソーシャルワーカー）などの身分法を制定すること、③社会復帰施設の用地確保策を確立すること。
- (3) 同和対策事業及び予算の拡充をはかるとともに、アイヌ民族の権利確立のため、予算の拡充、北海道旧土人保護法の廃止と「アイヌ新法」の制定などの措置を講ずること。また、国際人権規約選択議定書（B規約）、人種差別撤廃条約を早期に批准すること。
- (4) 高度情報化社会における国民の主体的・自律的な政治・社会参加を促進するため、行政情報に関する国民の「知る権利」及び自己に関わる情報のコントロール・システムを確立する「情報公開法」と「個人情報（プライバシー）保護法」を制定すること。

15 女性のための政策の推進

- (1) 事業主に対する啓発、指導等を積極的に進めるなど女性差別をなくすため、都道府県婦人少年室を拡充すること。また、自治

体の婦人会館等の施設の整備を推進するとともに、地域における女性の社会教育活動に対する助成を強化すること。

- (2) 女性の社会参加を進めるため、政府・公機関の審議会等の委員については、女性の占める割合を当面一〇%以上に引き上げ、各種審議会の新設、委員の改選にあたり着実に実施すること。
- (3) 男女全労働者を対象とする「選択・有給・原職復帰」の原則に基づく育児休業法を制定するとともに、保育施設の充実をはかること。また、介護休暇制度を確立し、家庭介護員派遣制度を創設すること。さらに、パートタイム等の雇用の安定、労働条件の確保のため、パート等保護法を制定すること。

三、一九八八年度補正予算について

先の通常国会において与野党間で合意している今年度所得減税、政策減税を盛り込んだ補正予算を早急に編成するとともに、地方財政への影響について万全の措置を講ずること。

右、申し入れる。

一九八八年七月一三日

日本社会党中央執行委員長

土井たか子

内閣総理大臣

竹下登殿

一九八八・七・一五



一九八九年度予算 概算要求基準の決定について（談話）

日本社会党政策審議会

会長 伊藤茂

ともいうべきものである。

一、政府は本日の閣議において、対前年度当初比で経常的経費マイナス一〇%の削減、投資的経費ゼロを基本とする一九八九年度予算の概算要求基準を決定した。これは中曾根内閣以来の財政の縮小均衡路線の継承を意味するものであるとともに、消費税導入強行のための当面の税収減対策をにらんだものであり、いわば「消費税シーリング」

放置したまでのODA（政府開発援助）の九・四%増に起因するものである。こうした軍事費突出型予算を編成しようとする竹下内閣の姿勢は、世界の軍縮・平和・デタントの潮流逆行し、「世界の友人たる日本」「世界の中の日本」ではなく、孤立し、警戒される日本への道を歩まんとするものである。わが党は、防衛費の対GNP比率の厳守、そして軍縮・平和に率先して貢献するため、防衛費の前年度以下への削減を強く主張する。

二、政府の概算要求基準は、かねてより強く批判され、政府自身も廃止を約束してきた国庫補助負担率引き下げの特例措置の再延長をも示唆するものであり、わが党は強く抗議する。国庫補助負担率引き下げの影響はわが党の調査によつても地域経済、自治体財政に極めて深刻な打撃を与えており、国民一人当たりの影響は四年間で約四万円におよんでいる。六三年度をもつて廃止するという約束は政府の全国民・全自治体に対する公約であり、概算要求基準設定の段階でいいまいにし、年末の予算編成時に反故にしようとすることは断じて許しがたい。

三、政府は税制改革において、「高齢化社会への対応」、「福祉社会の堅実な維持」を強調しているが、近年の予算編成は財政再建至上主義に基づき、医療・福祉・年金・文教、

中小企業対策、農業などの生活関連予算を軒並み削減してきており、今回の概算要求

経済大国日本と国民生活の実態のかい離が激しい今日、一方で福祉を標榜、大増税路線を押しつけようとしながら、福祉の後退をはかる政府の歳出・歳入に対する姿勢は整合性を著しく欠き、日本経済全体の中長期的展望自体を失いたものである。

一九八九年度森林

林業予算要求について

九八九年度森林・ 林業予算要求について

一、民有林对策

生活水準の向上等を柱とするよう政府に強く申し入れたが、この国民的 requirement を踏みにじり、マイナス・シーリングを決定したこ

わが党は改めて予算編成方針の抜本的改善を強く要求するとともに、とくに軍縮・平和の実現と積極型財政への転換、国庫補助負担率の復元を強く要求する。

飛躍的な森林・林業予算の裏付けが必要である。日本社会党はこうした考えに立ち、一九八九年度予算の編成にあたっては、政府は以下の事項を重点に配慮するよう求めることも、

記

我が國の国土の六割を占める森林の果たす役割は益々大きくなつてゐるが、外材主導による価格の低迷、間伐などの手入れ不足、労

放置していくならば、国土の健全な維持発展を期したいばかりか、絶滅が心配される熱帯雨林の伐採を統ければ、国際的にも指弾を

受けることに成りかねない。総理の唱える『ふるさと創生』『国土の均衡ある発展』のためこそ

飛躍的な森林・林業予算の裏付けが必要である。日本社会党はこうした考えに立ち、一九八九年度予算の編成にあたっては、政府は以下の事項を重点に配慮するよう求めることも、

2 需要拡大、生産性向上と地域活性化対策

- ① 間伐の促進（助成対象の拡大と助成率の増）
 ② 林道開設の促進（五年内に六万七九〇キロメートルの開設を担保する）
 ③ 復層林施業や育成天然林施業に対する助成金。

① 国産材需要の拡大（モデル的木造建設・木造タイルの街路などに対する助成、公共的建物については一定の割合で国産材の使用を義務付け、国産材使用に対しては助成策をとる）

② 林道網の充実、機械化（機械のリース制度の助成）によるコスト削減。

③ 海外の森林造成に助成（国際熱帯木材機関に「熱帯森林造成基金」を作り、各国は輸入木材価格の一〇%を拠出、熱帯森林再生に投資出来るよう国連に提起）。

④ 地域対策として、定住条件の整備、仕事の確保について助成すること。（地域林業振興法を別途提起）

3 労働力対策

国産材時代にふさわしい林業労働力対策を進めること。

① 社会保険・退職者共済への完全加入。

② 雇用安定、振动病の予防・認定・治療対策などの充実を始め、安全対策の推進（社会党は一二二国会で「林業労働法」を提案）。

4 外部資金の導入

現在進められている「緑と水の森林基金」は直接山林育成に投下できないものであり、額的にも少なく、到底山村の要求に応えるものとなっていない。森林基金や緑の債権など

森林育成のための資金導入の道をつけること。

5 八九年度に実現を求める事項

① 相続税を改正し、立木一代一回納付か、林業経営を続ける間は納税免除とする。

② 幹線林道・集落を結ぶ林道・国民が自然を享受するための林道で収益の対象にならない林道の開設は公費で建設すること。

③ 間伐助成の対象地を拡大、補助率（現四五%）の引き上げを図ること。

④ 森林整備公社（地方自治体設立）の長期貸付けの利子の助成を図ること。

⑤ 共有林の所有権など権利と管理について現地を調査し、管理の仕方を再検討すること。

⑥ 林業・林産業の協業化・共同化にあたつての援助・助成制度を強化すること。

⑦ 後継者対策の一環として「山と緑」についての教育を充実させること。

二、国有林対策

1 国有林野事業特別会計の再建策の策定

現行の自助努力中心の「改定改善計画」を改め、国有林にふさわしい役割が發揮できるような財政再建策を樹立すること。

① 再建期間を一五年とし、五年毎の再建整備計画を定め、財政再建をはかるとともに、有用樹種の育成など国有林の資源充実を図ること。

2 八九年度に実現を求める事項

② 国民が安価で良質な自然を享受できるよう、国有林野事業の範囲を拡大し、直接リゾート経営・セカンドハウスの分譲（地上権）をも可能にするなど、あわせて収益の確保を図ること。

③ 公益勘定を創設し、治山など国有林内の公益的機能を保全管理するための事業、幹線林道の新設・保守、保安林内の林相改良・造林などの経費を一般会計から繰り入れて実施すること。

④ 事業勘定では、再建期間については、退職金の借り入れ、借り換え措置など現行の措置に加え、借入金にかかる利子・償還条件は民有林並を考慮すること。一般会計からの林道開設・造林・林木育種・混牧林の施設・事業のための経費を繰り入れること。

① 借り換え措置については、現行の、償還金の半額の範囲で不足する財源の範囲を対象にするのでなく、全額を対象にすること（民有林並の償還期間・利率に近付けるため）。

(2) 保安林内の林相改良、間伐については一

般会計からの繰り入れる対象を拡大するこ

と。

(3) 国有林と民有林と一体で開設することが適当で、山村集落の定住条件整備にも効果

の大きい林道開設は公費負担とすること。

(4) リゾート開発にふさわしい森林施業（修景伐採・修景植栽）、林道開設で収益の伴わない部分は一般会計の負担とし、収益の伴う場合は事業主体で実施すること。

(5) 国有林材の販売については、地域活性化の観点に立って、地元業者へ配慮すること。

一九八八・七・二〇

木材需要の拡大についての申し入れ

ついての申し入れ

我が国は、戦後の困難な時期に當々と国土

緑化に励み、一〇〇〇万haにも及ぶ人工林を作りあげ、資源の確保に務めただけでなく、国土保全・水資源確保・大気浄化などの公益的な役割を果たしてきた。

しかし、今日ではこの世界に誇る森林が、過疎の進行による労働者不足、需要と価格の低迷という基本的構造が外材主導の下では解消されず、森林の手入れも放置され、将来の資源確保が懸念されるばかりか、森林の持つ機能の喪失さえ心配される状況となつている。

こうしたことの克服のため、政府も「林業・林産業活性化五ヵ年計画」を策定し、対策に務めてきたところであるが、さらに、国産木材の需要拡大について格段の努力が求められている。いうまでもなく、古来から日本では、森林・木材は「木の文化」として民族の生活に深くかかわってきた。近年、社会の高度化による緊張に加え、鉄とコンクリートの環境の中での精神の安らぎを失い、非行に走り、活力を失う事例も見るところである。緑の豊かな潤い、木の温もりは民族の活力を呼び戻す要素と確信し、木材資源より一層の活用に対し、一九八九年度予算における助成枠の大及び、関連する法規の改善をふくめ、貴職が努力されるよう申し入れる。

記

一、住宅・公共建築の木造化と内装の木製化（国産材使用について一定以上の日安を示し助成）

二、野菜・果物等の集荷場・畜舎などの木造化（木造の補助引上げ）。

三、校舎・体育館の木造化、内装・床の木製化、机・遊具の木製化。

四、保育所・老人ホームなどの木造と内装の木製化、幼稚玩具の木製化。

五、自然公園内の建物・橋梁・電柱の木造化・看板・ベンチの木製化。

六、繁華街の歩道の木製化（木製タイル）、街路樹・公園樹木の支えの木製化。繁華街のガードレール・欄干の木製化。

七、木造防音壁、騒音消滅のため住宅地近辺の枕木の木製化。

日本社会党

中央執行委員長

森林・林業再建対策委員長

土井たか子

林業対策特別委員長

山口鶴男

広瀬秀吉

内閣総理大臣

竹下登殿

一九八八・七・二七



一九八九年度（昭和六四年度）文部省 予算概算要求について申し入れ

記

生徒が教師や家族を殺したり、生徒に「いじめ」られた大人が学校に乱入し殺傷したり、依然として「いじめ」に代表される教育の荒廃は深刻さを増しています。この大きな原因は偏差値に基づく児童・生徒の輪切りと選別、児童・生徒も教師も親もゆとりのない教育の現状にあります。

父母や国民は、偏差値教育のは是正、入試地獄の解消、一人ひとりの子ども・青年がゆき

転換の年にしなければなりません。にもかかわらず政府は依然としてマイナンシーリングを続け、今年度で終了する国庫負担一括削減の特例措置の廃止を明らかにしておりません。もし来年度も同じ姿勢で予算が組まるものとすれば、文教予算は人件費以外ほとんどない状態となり、教育環境の改善や文化・スポーツの振興は全く望めないことになります。こんなことでは文部省の存在意義すら問われてくるでしょう。

したがつて文部省は、一九八九年度（昭和六四年度）概算要求に当たつて、ゆきとどいた教育のために抜本的な予算の増額を行ない、左記のような内容を重点として編成するよう強く要求します。

1　国家予算の一般会計に占める文部省予算の割合は永年にわたつて低下してきています。教育条件のこれ以上の後退を招かないよう、概算要求に当たつては教育予算を大幅に確保するよう努力すること。

2　「四〇人学級」の早期実現のため教職員定数改善計画の早期完結をはかり、「三五人学級」の実現計画に着手すること。

3　義務教育国庫負担制度の改悪に反対すること。とりわけ学校事務職員・栄養職員の給与費半額国庫負担制度を堅持すること。

さらに旅費・教材費・高校定期通信教育

手当については国庫負担の対象に戻すこと。

債認可等の措置を講ずること。

10 大学進学希望者の急増期に対応し、国立大学を中心とする大学（大学院）の必要な整備を行なうこと。また基礎科学研究を重視し、そのための予算を大幅に増額すること。大型プロジェクト予算は他の文教予算への影響が大きいので別枠予算とすること。

4 教育施設整備の拡充をはかるため国庫負担金・補助金の充実をはかること。このためにも文部省は、本年度限りとされている「補助金一括法」の延長を行なわないよう大臣省に強く要求し、義務教育費国庫負担金などの復元に努力すること。

5 「初任者研修」の本格実施、および試行にかかる概算要求は行なわないこと。

6 義務教育諸学校の教科書無償制度は、憲法の「義務教育無償の原則」に基づくものであり、財政事情のいかんにかかわらず堅持すること。

7 教育の一貫としての学校給食を守り育てるため、学校給食のセンター化、民間委託、調理員のパート化は行なわないこと。

8 エリート校づくりとなり、また受験競争の低年齢化を招く「六年制中等学校」や学校に学歴主義・出世主義を持ち込むこととなる「教育職員免許法」改悪など、国民的合意を得ない臨教審関連予算の計上を行なわないこと。

9 高校を含む過大規模校の分離促進、危険校舎の早期解消のため特別助成措置の制度化をはかり、また高校新增設に対する国庫補助制度の拡充措置や地方債の無条件な起

11 国立学校の授業料、入学金の値上げは行なわないこと。

12 私学がわが国の教育に果たしている役割にかんがみ、教育条件の改善、父母負担の軽減をはかるため、私学の経常費の二分の一助成に向けて抜本的に拡充すること。とりわけ経営に苦慮する地方の私大や小規模な私学への助成に配慮すること。

13 教育の機会均等を保障するため、国際人権規約に基づく給費制の奨学金制度を実現すること。また貸与制の奨学金については、貸与枠・貸与額の拡充をはかること。さらに有利子貸与制度は廃止すること。

18 臨調行革路線のもとで一貫して予算が削減してきた社会教育、社会体育、文化関係予算を増額し、生涯学習社会・生涯スポーツ社会の建設に相応しい教育環境を整備すること。すでに一巡した「国民体育大会」について、広く国民が参加できるスポーツの祭典としての在り方を見直すこと。

19 「文化立国」に相応しい文化予算とするため、文化庁予算を文部省予算とは別枠とし、抜本的な拡充をはかること。また学術・文化的国際交流を促進し、援助すること。

20 著作権・著作隣接権の思想の普及に努力し、併せて障害者の学習権と著作権・著作隣接権との整合性について調査研究すること。

(その他の申し入れ事項)

与野党党首が合意し、政府も約束した「災害児奨学金制度」の基金拠出に責任を持ち、後退させないために、この予算はODA予

算とすること。

15 海外子女教育、帰国子女教育の拡充をはかること。

16 教職員の賃金改善については、他の文教予算にしわよせが及ばないよう、財源措置を講ずること。

17 主任手当・手当支給制度を廃止し、その財源を一人ひとりの子ども・青年の学習権を保障するための教育諸条件整備の財源にあてること。

八八年度中に制度を発足させること。

右の通り申し入れます。

一九八八年七月二七日

日本社会党政策審議会

会長 伊藤 茂
文教部会長 馬場 昇

文部大臣
中島 源太郎 殿

資料

一九八八・八・一

内閣総理大臣の施政方針演説に
対する土井たか子委員長の代表質問

(第百十三回国会・一九八八年八月一日)

潜水艦衝突事故の責任をただす

私は、日本社会党・護憲共同を代表いたし

まして、竹下内閣総理大臣の所信表明に対し
て質問をいたします。

まず、質問に入るに先立ち、去る七月二三

同時に、国民の安全を守るという建前のも
とにある自衛隊が、逆にこのような大事故を
引き起こしたことの責任は極めて重大である
と言わざるをえません。(拍手)

総理、総理の所信表明には、国民に対する

尊重をもつておられ、この年暮れJOICA

本部にて講話をおられたときに、贈の文達千歳を
お國人留学生の受け入らう開ける手草を貢

され、その表本が御用意をされた。また

総理の贈り物として、通事金請文の贈り物

が贈りられた。日本經濟の頃から、富士山

の富士山頂を贈りたるものが、富士山



おわびの言葉の一かけらも聞けませんでした。この事件は、軍事優先の姿勢が国民から問われることになっています。「そこのけそこだけ自衛艦が通る」という姿勢で、自衛隊は民間より優先という特権意識が今回の事故の真の原因とも言えましょう。自衛隊の最高責任者として、総理はこの問題に対してどのようにお考えか、政治的責任、自衛隊の責任、そして再発防止、被害者への補償について、具体的な方針をお示しいただきたいと存じます。

「リクルート・ゲート」の真相究明を

さて、私は今回の代表質問で、またもや政治家の責任と道義をたださなければなりません。そのような、いわばわかり切つたことを改めて強く言わねばならない政治の現状に、私は今、大多数の国民とともに激しい怒りと悲しみを抱いております。申すまでもなく、それはいみじくもリクルートゲートと呼ばれるようになつた事件であります。

事件は新聞、雑誌、テレビ等の詳しく述べるところであつて、ここで繰り返すまでもないであります。店頭公開後は何倍にも値上がりすることが明らかであつて、しかし一般の人々には触れることもできない未公開株を、特権を持つ一握りの政治家やその関係者、また財界人、言論人たちが譲り受けた。そして、公開直後に売り払つて巨額の大金を

懐にしたというのです。しかも、買う資金まで同じ系列の会社から面倒を見てもらつた人も少なくない。まさにねれ手にアワ、いや、手もぬらさずに無から有を生ずる魔法の練金術であります。(拍手)そのもうけには一円も税金がかからない。政治資金として届け出る義務もない。

総理、今、年収一七〇〇万円のサラリーマンがいるとします。これは非常に高い地位のサラリーマンになります。少なくとも、私たち国議員が国から受ける歳費より高い収入であります。その人が配偶者と二人の子供を扶養しているとして、所得税を幾ら納めなければならぬいか、御存じでしようか。約三五〇万円であります。このほか住民税が一六六万円かかります。合計して約五一六万円、三〇・四%の税金を納めなければならないのです。しかし、同じ一七〇〇万円でも、リクルートコスモスの未公開株を買つてもうけた場合は税金ゼロであります。ここで一七〇〇万円という額を引き合いに出しましたのは、ほかでもございません、竹下総理の元秘書で今も片腕と言われる方がリクルート未公開株を売つてもうけた金額が推定一七〇〇万円と新聞に報じられていましたからであります。

一七〇〇万円というお金がどのくらいなものかを総理に御認識いただきたかつたからであります。

しかし、総理、一般のサラリーマンはこのような比較さえ不愉快であるに違いありません。初めに申したとおり、給与だけで税込年収一七〇〇万円のサラリーマンというのはごくわずかしかいな高給取りであつて、比較の基準にはならないであります。勤労者世帯の年間平均給与はそれよりはるかに少なくて、国税庁によれば五二八万円にとどまります。そして、それでも約三五万円の税金を納めております。総理、毎日殺人的満員電車に往復二時間、三時間も揺られ、額に汗して働いて得るお金が、普通は年に五三〇万円弱なんですよ。しかも、その中からいや恋なく天引きで約三五万円の税金を納めなければなりません。これに対して、懐手のまま一、二年たてば何百万何千万、一億何千万円ものもうけがあり、税金もかからないのが自民党の特別の政治家なのでございます。それも一人や二人のことではないですから、国民はあきれはてるばかりであります。

こうした利得は、未公開株を受け取つた人の職務権限が贈つた側の利害に關係していなければ收賄罪にならず、すべては合法的なだそうです。しかし、実際はリクルートコスモスの未公開株を贈つた江副浩正氏が政府税調の特別委員、教育課程審議会委員、行革審の土地対策検討委員会参与に選任された時期は、総理大臣が中曾根さん、大蔵大臣

が竹下さん、いざれも今回リクルートゲートに關係者の名前が出た方々であつて、陰に陽に職務上の権限や影響力があつたと思われます。(拍手)

折しも、最高裁は、殖産住宅相互会社の東証二部への上場に絡んだ株譲渡事件に関して、一般の人は入手の難しく、上場の際に値上がりが確実に見込まれる株を授受することはお金の受け渡しと同じわいろに当たるという判断を示しました。しかし、リクルートゲートに関しては、今のところ司直の手は及ばず、政治家はだれ一人道義上の責任すらもとろうとしていません。

しかし、総理、ロツキード事件の反省として、私たち国會議員は国会法を改正し、その百二十四条の二に基づいて政治倫理綱領と行為規範を定めました。政治倫理綱領にも当然同趣旨の定めがございますが、行為規範の第一条には「議員は、職務に関して廉潔を保持し、いやしくも公正を疑わせるような行為をしてはならない」と定められています。この一連の行為は、國民からすればまさにこの規定に明らかに違反いたします。私たちの常に携帯しております議員手帳には、この政治倫理綱領、行為規範の全條文が載っていることを御存じですか。総理はどうに御判断なさいますか。はつきりしたお答えをいただきたいと存じます。

総理、リクルート事件にやりきれない思い

を抱く多くの国民は、一昨々日の総理の所信表明演説で当然何らかのまじめな反省の弁が聞けるものと思つていたに違ひありません。

ところが、総理の演説には「政治倫理の確立」という通り一遍の抽象的な決まり文句がただ一言あつただけで、リクルートのリの字もなかつたのであります。総理の政治姿勢は、当たりのやわらかさとは裏腹に、きわめてふまじめだと言わねばなりません。(拍手)

金力で権力を買う政治に怒り

ところで、今臨時国会を政府・与党は税制国会と呼んでいるようであります。政府は税制改革関連法案を提案しましたし、総理はその通過成立に全力を尽くす旨の所信を表明されました。しかし、この法案に特に關係の深い総理大臣、大蔵大臣、自民党幹事長、政務調査会長、税制調査会副会長といった方々やその関係者がリクルート株で利益を得ておられます。そうした方々の手でまとめ、提案される税制改革案なるものを、だれがどうして信用できるのでありますか。これらの方々が、総理の所信表明に言われるような不公平感のは正や勤勉な人々が報われる社会、公平で活力ある社会の実現を真剣に考えておられるが、だれがどうして信ずることができるのでありますか。これこそ厚顔無恥の

極致と申さねばなりません。(拍手)

不信を証明する事実のほんの一端は、今問題にしております株式売却益、まさにそれに対する課税の考え方があらわれております。

現行では原則無税の株式売却益に今度は税金がかかるようになると政府・自民党はおっしゃいます。しかし、それは源泉分離課税を選べばわずかに売却額の一%ですむというものだそうです。先ほどの総理の元秘書のケースである譲渡所得一七〇〇万円について言えば、その一%一七万円の税を納めれば合法ということになるであります。再び、額に汗したサラリーの場合の税額約三五〇万円と比べていただきたいと思うのであります。どこに不公平感のは正があり、勤勉な人々が報われるものがあるのでしようか。リクルートゲートは、このように今回の政府・自民党の言う税制改革の本質を國民に教えているのであります。(拍手)

この事件は、政府・自民党の金權腐敗の事実と、税制改革と称するもののごまかしを単に示しただけではございません。その上に、國民の政治に対する不信心に加えて無力感を一層強く植えつける効果を持ったのではないかと私は憂えております。多くの人々が怒っていることは疑いありません。しかし、地方で、さめた冷たい目の人々もいます。政治なんてそんなものですよ、わかっているじゃあ

りませんか、すべてはお金ですよ、私たちの

手の届かないところであの人たちはいつも好き勝手をしているじゃありませんか、今さ

怒つてもどうなるものでもありませんよとい

う気持ちでございます。そこでは、政治をよ

くしようという国民の真つ当な意思の力が死

んでいます。

ロツキード獄で田中元首相が逮捕されたのは一九七六年、昭和五一年の七月二七日でした。それ以前にも自民党政治に金権腐敗はありませんでした。しかし、ロツキードからでさえもう一二年がたち、その間、事態は何も改善されないばかりか、悪くなる一方ではありますか。それは、ちょうどこの間に地価の狂乱上昇で、大都市に住む一般人の住宅の夢が遠のく一方であつたことと符節を合わせておられます。

そう言えば、不動産業であるリクルートコスマス株の上昇も、地価の急騰によるところ大でありました。国民の絶望を肥やしに政治家は肥え太る。このようであつてみれば、国民の無力感には、底深いものがあつて当然と言わねばなりません。そして、その無力感と国民の意思の力のなえたところで、遠慮気兼ねなく金力で権力を買う政治が横行します。無限の悪循環であります。總理、あなたはこれでいいとお思いでしようか。しかし、国民の政治意思の弱まりは、民主政治の衰弱を意味します。

味します。

税制国会でなく、リクルート国会

そのようにして、この国の政治は深いところでますます病状は悪化しつつあるはずです。リクルートゲートの醜悪さにもかかわらず、あなた方は合法の壁に守られて安全かもしれません。長年の自民党政治が自分の都合に合わせて整備した法の網の目です。安全にかいぐれても不思議はないのかもしれません。しかし、合法非合法で議論が終わるのであれば、道義、なまんなく政治道義などといふ言葉はなくともいいことになります。合法であればあるほど、より重い政治道義が問われる所以あります。

その点に関して言えば、總理、あなたを初め前総理も、大蔵大臣も、元文部大臣も、自民党幹事長も政調会長も、皆さん全く反省の様子を見せておりません。少なくとも態度にあらわしておられません。値上がり必然の株を贈つたりクルートの最高責任者である江副浩正会長はその地位を退き、もうつた側でも、川崎市の助役は解任され、日本経済新聞社の社長は辞任しました。あなた方は、あれは秘書や家族の者がやつたことだとおっしゃつていますが、やめた江副さんは、秘書や家族とのつき合いはなかつたと言つておいでです。それらの名義は高位の政治家の身がわりであります。

つたにすぎないと証言しているわけであります。(拍手)

このように事態を真つすぐに見るならば、總理、国会がただいま全力を挙げて取り組まねばならないのは、まず何よりもリクルートゲートの解明であり、その政治的、道義的責任を明らかにし、眞に襟を正す姿を国民に示すことであるといふことがあります。そうでなければ、どんなに美辞麗句で飾り立てても、辻説法を繰り返されても、その税制改革なるものに国民は共感を寄せるとはないであります。私は、總理が政治生命をかけるとされている税制改革案について、ここで伺う気持ちはありません。總理が政治生命をかけるべきは、リクルートゲートの解明と政治姿勢を正すことであります。この臨時国会は税制国会ではなく、リクルート国会なのであります。

「名前」の公表、証人喚問に応ぜよ

以上私が申し上げたことをまとめて、總理に次のような質問をいたしたいと思います。ぜひ誠実なお答えを願いたいと存じます。

第一は、リクルートコスマスの未公開株でもうけた政治家、もうけた人とつながる政治家の名前をすべて明らかにしていただきたい。

第二は、リクルートゲートの道義的責任を

総理自身はどのようにとられるおつもりですか。

第三は、総理大臣として、自民党総裁として、党幹事長、政調会長その他役職者の責任をどのようにとらせるお考えですか。また、副総理・大蔵大臣は道義的責任をどのようにとられるおつもりですか。

第四に、リクルートゲート関係者の国会への証人喚問を含め、事実究明に全面的に協力する用意はありますか。

第五に、政治道義の回復、金権政治の解消に向かつてどのような具体策をお持ちですか。

第六に、こうした事件の再発を防ぐ意味で、政府案のようなごまかしの対策ではなく、キヤピタルゲインや土地暴騰の利益に対しても、重い税金をかけるなど、まず消費税ありきではなく、不公平税制を抜本的に改めることが税制改革だと思います。(拍手)我が党は既に、総合課税の強化を基本に、租税特別措置の廃止による課税ベースの拡大とともに、不公平税制の徹底的正のため、キヤピタ

ルゲイン課税や土地税制の強化、企業優遇税制や医療優遇税制の適正化、みなし法人課税、宗教法人課税、政治家のパーティに対する課税など、二六項目の検討を提起しております。総理はこのことについてどうお考えですか。

そして第七に、リクルートゲートの責任問題を放置したまま消費税を含む税制改革案について国民の信を得られるとはまさかお思ひではないと思いますが、いかがでございますか。もし本当に国民の信を得られると思われるなら衆議院解散・総選挙を決断なさるべきだと思います。いかがですか。(拍手)

竹下さん、率直に申し上げて、私は同じ国議員でもあるあなたにこのような道義にかかる質問をしなければならないのはつらいことだと思っております。リクルートゲートはもとより、明電工脱税事件、総理府汚職など、政官界の綱紀の乱れは目に余るものがあります。我が党も深く反省しております。私たちは事件の実態をただし、そして本人の自発的な申し出に基づいてしかるべき処置をいたしてまいりました。しかし、今、私たち政治家が襟を正し、政治倫理を確立しなければ事態はますます泥沼にはまり込み、日本の政治が心ある国民からも国外からも信用されなくなるに違いないと本当に深刻に私は心配しているのです。

消費税導入なら解散・総選挙を

以上、私は今回、リクルートゲート問題を中心にして政治を正すことに絞つて質問いたしました。今さら言うまでもありませんが、今回政府が提案をした税制改革案は、明らかに大型間接税の導入そのものであります。それは一九七九年の国会決議、八五年の政府統一見解、八六年の選挙公約に違反することは明々白々であります。政府・与党が全会一致の国会決議や選挙公約をこのように

また大ぜいの子分をかかえているというだけで、有力な政治家となつていている人が多いが、これはほんとうの政治家とはいえない。この言葉は胸にずしんと響きます。政治家としての識見よりも、国民に対する誠実さよりも、何よりもお金の力で政治が動く世の中にはしたくないものであります。(拍手)

私は、一昨年九月、中曾根総理に対する代表質問で、次のように申し上げました。私たち政治家は、単に教育の制度をつくつたり変えたりする役割のほかに、みずからの人格によって教育の根本にかかわっていることを忘れてはなりません。今、教育が容易ならざる問題に直面しているとき、未来を背負う子供たちのためにも、今回のリクルートゲートに対しても責任ある処理をしていただきたいと切に願うものであります。

とも簡単にほごにすることは、議会制民主主義の原則に背くだけではなく、国民の政治に対する信頼を裏切るものだと言わなければなりません。（拍手）

私は、ここで重ねて申し上げます。竹下さん、あなたがどうしても消費税を導入されたいのなら、その前に解散・総選挙によつて国民の信を問うべきであります。あるいは消費税をきつぱりと撤回なさるべきであります。いかがでしようか。

日本の軍縮努力こそまず先決

終わりに、国際情勢に触れて申し上げたいことがございます。

最近、ある国の外交官が、本格的な軍縮や

検察問題あるいは地域紛争について米ソが合意するなど、かつては想像もつかなかつた、だが、それが現実となつた今、皆正気に返らざるを得まいと語つたという話が雑誌に載つておりました。確かに INF 全廃条約の具体化、戦略核ミサイル半減交渉の進展、アフガニスタン、カンボジア、南部アフリカの戦闘やイラン・イラク戦争など、地域紛争の解決

について誇大宣伝と指摘されたような、しかも一隻一二〇〇億円もするようなイージス艦の導入を再検討なさってはいかがでしようか。

また、日本の平和国家としての金看板である非核三原則については、ファイフ、バンカーヒルなどトマホーク搭載艦の横須賀母港化で、「持ち込ませず」の空洞化を心配する国民が大勢います。安保条約に基づく事前協議をアメリカに申し入れ、核の有無をただすおつりはありませんか。

近隣の国の問題では、朝鮮半島の平和の進展に世界の耳目が集まつております。三六年にわたる植民地支配の完全な清算は、民族の道義にかかる問題です。眞の民族の和解、南北朝鮮の自主的、平和的統一に向けて日本が積極的な役割を果たすことを考えねばなりません。平和憲法

を持つ日本は、この流れを一層加速する積極的な役割を果たさなければならないと私は考えるのであります。

そのためには、日本の軍縮努力こそまず先決です。防衛費の GNP 一% 枠を無理やり突破せざるといつた、時代に逆らう予算編成を

止めなればなりません。防衛費を少しでも減らそうというお気持ちは総理にはございませんか。それは難しいことではありませんか。ペルシャ湾でイランの旅客機を誤つて撃墜させ、アメリカの会計検査院からその能力について誇大宣伝と指摘されたような、しかかも一隻一二〇〇億円もするようなイージス艦の導入を再検討なさってはいかがでしようか。

総理は、今回の ODA、政府開発援助の増額を約束されました。日本の経済協力が相手国の国民生活の向上にどのよくな役割を果たしているのかが問われています。この際、対外経済協力基本法を制定し、国会の監視、国民の理解の中で相手国の自立と生活向上に役立つように見直すべきだと思いますが、いかがでございましょうか。（拍手）

地球環境の問題について最後にお尋ねをいたします。

世界の科学者が、オゾン層の破壊、炭酸ガスの増加、熱帯雨林の乱伐などによる地球環境の荒廃に警鐘を打ち鳴らしております。それを防ぐために、日本は資金、技術、マンパワーなどで積極的に貢献することができるはずでございます。総理は、トロント・サミットでそれについて発言しておられます。その責任を果たすために、沖縄の白保のサンゴ礁や尾瀬の自然、知床の原生林を守ることを含めて、日本の環境行政を一層前進させること、そして地球環境保全のための日本の貢献について、ここで具体的な施策を示していただき

たいと思います。（拍手）

平和憲法への誓い新たに

さて、きょうから八月です。もうすぐ八月一日がやってまいります。申すまでもありませんが、その日を迎えるためには、八月六日、八月九日の悲惨な国民的体験がありました。四三回目の敗戦記念日、今日日本が世界に向けて送る最大のメッセージは、侵略戦争に対する反省と広島、長崎の体験、それに裏打ちされた平和憲法の理念と原理であると信じます。もちろん、その理想が現実に一〇〇%生かされているわけではなく、この現実は冷静に見つめてみるべきであります。しかし、日本国憲法を目指しているものは、人類の長い歴史の中で試され、確かめられてきたものであり、今人間はその方向に一步また一步近づいていると言つても決して過言ではありません。私たち日本人は、そのことに勇気と自信を持つべきであります。世界の核兵器の廃絶、全面軍縮の目標に向かつて懸命に努力することは、政党政派を超えた日本国民の崇高な責務であると確信いたします。

私は、このことを同僚の議員、そして国民の皆さんに心から訴えて、代表質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

（中見出しが編集委員会）

一九八八・七・七

「リクルート疑惑」の徹底究明について（談話）

日本社会党
書記長 山口鶴男

一、リクルートの江副会長が、関連子会社「リクルートコスモス」の非公開株を政財界の大物に譲渡していた問題は極めて重大である。株の譲渡を受け、巨額の株の譲渡益を得ていた関係者の中に、竹下首相の元秘書、中曾根前首相の秘書官や安倍自民党幹事長、宮沢蔵相、渡辺自民党政調会長らの秘書など政府・自民党首脳の関係者の名前が

出ていることは政界と企業の癒着、政治家と株価操作の関係を裏付けるものだ。庶民感覚からみて異常な事態である。法律にふれる問題ではないかのようにいわれているが、公開されれば確実に株の値上がりが見込めた時期に、株の公開を含みにして政治家本人、ないし秘書等を通じ非公開株を譲渡し、その取得資金まで供与した行為は全体として明白な利益供与行為であり、その額からいつて明らかに政治資金規制法の「寄付の制限」の趣旨に違反している。これ

は政治的、道義的に許されることではない。リクルート社会長の辞任、社会的に大きな影響力をもつ新聞社社長の辞任などに象徴されるように、社会的影響は絶大である。

相沢議員の脱税事件に続くこのような問題の発生は、自民党的キャピタル・ゲイン課税への甘い姿勢と無関係ではない。公平・公正を唱え、税制抜本改革を主張している政府・与党の首脳としての政治姿勢の基本が問われている。政府・自民党は、その真相を徹底的に究明し、国民の前に明らかにするとともに、関係者の処断などについて厳格に対処すべきである。

一、「リクルートコスモス」の非公開株譲渡問題は、有価証券取引法の改正が極めて不十分だったことを証左しており、有価証券取引法の強化・再改正、キャピタル・ゲイン（有価証券譲渡益）課税の適正化が急務であることを示している。それに早急に取り組

むべき立場にある政府・自民党首脳が事件の関係者でもあつたというのでは、国民の信頼は得られない。責任が明確になり次第、即座にその任を辞すべきである。

近年、株価操作による政治資金調達をめぐつて政治家の暗躍が問題にされる例が多く出てきている。もちろん政府・与党に限らず、政党・政治家のすべてが自戒すべき問題であり、政治倫理の確立、カネのかからない政治の実現に向け、今回の「リクルート疑惑」の真相を徹底的に究明すべきである。このため国会に特別委員会の設置を検討したい。



一九八八・七・一九

リクルート等調査特別委員会について

日本社会党リクルート等調査特別委員会

委員長 稲葉誠一

国会は、リクルート江副前会長による、「リ

する。

クルートコスマス」の非公開株を政財界の大物に譲渡した「リクルート疑惑」等の真相を

ても、究明していく。

徹底的に究明し、国民の前に明らかにするとともに、政治的、道義的、あるいは法律的責任について、閣僚をはじめとした関係者の責任を明らかにすべきである。

三、「リクルート疑惑」は、有価証券取引法の改正が不十分であったことを証左しており、再度、法規制をする必要がある。したがって、日本の関係法令の研究と同時に、米国におけるSEC（証券取引委員会）の機能と役割について、比較検討するなどの調査・研究を行う。

一、江副前会長による非公開株「リクルートコスマス」の譲渡をめぐる政界をはじめ各界への工作の真相を、さしあたり予算委員会を中心徹底究明すると同時に、関係者の証人喚問も含め事実関係を国民の前に明らかにする。

二、近年、株式にからむ政治資金調達をめぐつて政治家の暗躍が問題にされていることもあり、殖産事件等過去における類似事件についても調査・究明し、全容を明らかに

一九八八・七・二二

右、申し入れる。

一九八八年七月二二日

リクルート疑惑解明に関する申し入れ

日本社会党書記長 山口鶴男

リクルートの江副前会長が、リクルートコスモスの非公開株を政界の大物に譲渡し、関係者が巨額の譲渡益を受けていたことは国民の感覚からいって極めて遺憾な事態であり、政治不信を助長させる以外の何物でもない。

しかもすでに新聞社の社長等が責任をとつて辞任をしているにもかかわらず、政府・与党の関係者は竹下総理をはじめ、違法行為ではないと称して責任を感じないばかりか、リクルート問題の事実の解明にフタをするかのような態度をとっていることは許されないとである。また、政府・与党がこれらの問題を放置したまま公約違反の「消費税」の導入を強行しようとしていることは、国民感情からいっても断じて容認できない。

したがつて、わが党は、リクルート疑惑の徹底究明のために次の点について申し入れる。

記

一、政府は閣僚全員に対し、自己及び秘書等の関係者とリクルートコスモス非公開株譲

渡の事実関係を明らかにすることを求め、調査し、その結果を早急に公表すること。

一、政府は国会におけるリクルート疑惑の真相究明に対し、資料の提出など積極的、全面的に協力する姿勢で臨むこと。

一九八八・八・三

リクルート疑惑証人喚問リスト（第一次）

同リクルート等調査特別委員会委員長
内閣総理大臣 稲葉誠一
竹下登 殿

1 ヘリクルート関係者

① 前クルート会長

日本社会党・リクルート
池田友之氏（リクルートコスモス株店頭登録時の社長）

等調査特別委員会

江副浩正氏（リクルートコスモスの非公

開株譲渡時のリクルート、
リクルートコスモス、ファーストファイナンスの各社

ナシス社長

リクルートコスモス社長
ファーストファイナンス前社長
小林宏氏（リクルートコスモス株店頭登録時のファーストファイ

2 ヘリクルートからリクルートコスモスの株の譲渡を受けたとされる政治家等

(1) 閣僚等

- ① 内閣総理大臣 竹下 登氏
竹下登元秘書 青木伊平氏
② 大蔵大臣 宮沢喜一氏
宮沢喜一秘書 服部恒雄氏

(2) その他の政治家等

- ① 前内閣総理大臣 中曾根康弘氏
中曾根康弘秘書 筑比地康夫氏
同 上和田義彦氏

- ② 自由民主党幹事長 安倍晋太郎氏
安倍晋太郎秘書 清水二三夫氏

- ③ 自由民主党政調会長 渡辺美智雄氏(長男)
元農林水産大臣 加藤六月氏

- ④ 渡辺美智雄秘書(長男)
元農林水産大臣 加藤紳一氏

- ⑤ 加藤六月秘書 片山紀久男氏
加藤六月二女 周子氏

- ⑥ 元防衛庁長官 加藤紳一氏
元文部大臣 森 喜朗氏

☆リクルート疑惑

解明提出要求資料☆

五日に行われた同社の第三者割当増資の際の株主の住所・氏名および株式数。
5 店頭公開後、リクルートコスモス株式を売却した者の住所・氏名、売却株式数および売値。

1 リクルートから、非公開であった環境開発KK(現・リクルートコスモス)の株式の譲渡を受けた者の住所・氏名および株式数。

2 前記の株式譲渡を受けた者のうち、ファーストファイナンスから購入資金の融資を受けた者の住所・氏名および金額。

3 リクルートコスモスの株式店頭公開の時点における株主名簿。

4 一九八五年二月一五日および同年四月二

5 一九八八年八月四日

6 リクルートコスモスおよびリクルート関連企業に対する融資の実態——取引銀行、融資額、融資条件、抵当物件等。

7 リクルートコスモス株式の譲渡を検討、決定した取締役会(リクルートコスモス)の会議録。

8 株式の公開を検討、決定した取締役会(リクルートコスモス)の会議録。

9 その他追加ある見込

リクルート疑惑の徹底究明と 予算委員会への対応について(談話)

日本社会党中央執行委員会

委員長 土井たか子

一、今国会で「リクルートゲート」を解明することが金権政治を一掃し清潔な政治が実現できるかどうか、また、不公平税制のは

正を求める国民の期待に応えられるかどうかの試金石である。竹下総理など大物政治家の秘書や政治家本人が、リクルートコス

モスの未公開株を江副前リクルート会長から譲渡を受け、巨額な利益をしかも無税で得ていた構造汚職ともいうべきこの事件は、國民にやりきれない思いを抱かせている。政治家が、現代の鍊金術ともいべき手段で莫大なお金を懷していることに対し、なぜこのようなことが許されるのか、額に汗して働く國民に憤激を与え、國民はやるせない気持で国会での「リクルートゲート」の徹底究明を見守っている。

一、かかるに政府・自民党が与野党書記長・

幹事長会談でのリクルート問題の徹底審議の確約を反古にし、事件の究明に不熱心などろか、逆にフタをするかのような態度に終始していることは断じて容認できない。事件の当事者でもある竹下総理はじめ政府・自民党の首脳は、「李下に冠を正さず」などとの言葉を繰り返すばかりで、譲渡を受けたとされる人々のリストの公表や、かねてわが党が申し入れた全閣僚のリクルートゲートへの関与の当否を含めた事実の調査すら行なわないばかりでなく、予算委員会における証人喚問を拒否していることは許されない。

一、江副前リクルート会長は、リクルートコ

スモス株の政治家への譲渡は秘書等が相手ではなく、あくまで政治家本人が目的であつたことを認めており、また、国会が求め

ればすんで証人喚問に応じることを明らかにしている。江副氏の言動は贈収賄の疑いが極めて濃いことを示唆しており、それだけに譲渡の目的、売却益のその後の流れ等々、解明すべき点が多い。そのためには、江副氏をはじめ関係者の証人喚問と譲渡リストの提出は、本事件の徹底究明の絶対的な前提条件である。

一、

したがつて、わが党は今臨時国会において「リクルートゲート」の究明こそ最大の

課題であり、そのための最初の場である予

算委員会でまず関係者の証人喚問を行なうこ

とを強く要求した。かかるに政府・自民党

は、委員会冒頭あれ、途中であれ、終わ

りであれ、一切の証人喚問に応じないと明

言し、かつリストなど資料の提出を拒否し、

それを前提とした委員会の開会を回答して

きた。これでは予算委員会に課せられた使

命は果たせず、審議が無内容なものとなる

ことは火を見るよりも明らかであり、国民

の期待を裏切ることとなると断定せざるを

えない。したがつてわが党は、そのような

前提での予算委員会の開会は認められず、

委員会への出席を断固拒否するものであ

る。

にフタをする人々の汚れた手による「消費税」導入という「税制改革」は國民のだれ一人として信用せず、國民を愚弄するものである。わが党は、あくまでも国会における証人喚問と譲渡リスト等の資料の提出を実現するため、徹底究明を求める國民の皆さんと手を携え、今後とも奮闘する決意を明らかにするものである。

昭和六三年所得税減税についての

与野党政策担当者会議の合意

昭和六三年一月一日から所得税減税を実施することとし、このため税率構造を一〇パーセント～六〇パーセント・六段階とする。

三〇〇万円を超える六〇〇万円以下の金額
一〇〇分の二〇

| | |
|--------------------------|---------|
| 六〇〇〇万円を超える金額 | 一〇〇分の三〇 |
| 一〇〇〇万円を超える一〇〇〇万円以下の金額 | 一〇〇分の四〇 |
| 二〇〇〇万円を超える五〇〇〇万円以下の金額 | 一〇〇分の五〇 |
| 五〇〇〇万円を超える金額 | 一〇〇分の六〇 |
| 家内労働者等について必要経費の最低保障を設ける。 | 二 |

昭和六三年所得税減税についての 与野党幹事長・書記長会議における確認事項

一 内職所得者の課税の改善については、パート並みとなるよう必要経費の最低保障を行ふ。
一 昭和六四年以降の所得税については、昭和六三年よりも負担増とならないよう適切に措置する。

最終確認は幹事長・書記長会談で行う。

昭和六三年分の

所得税の減税について

昭和六三年分の所得税について、特例として次の減税措置を講ずる。

1 所得税の税率を次のとおり引き下げる。
三〇〇万円以下の金額 一〇〇分の一〇

、内職所得者の課税の改善については、パート並みとなるよう必要経費の最低保障を行ふ。
昭和六四年以降の所得税については、昭和六三年よりも負担増とならないよう適切に措置する。

一、昭和六三年一月一日から所得税減税を実施することとし、このため税率構造を一〇パーセント～六〇パーセント・六段階とする。

海上自衛隊潜水艦と大型釣り船の衝突事故に関する申し入れ

海上自衛隊の潜水艦と民間の大型釣り船が白昼、しかも嵐の海上で衝突し、多くの犠牲者を出すという信じがたい事故が起つた。今回の事故は、航空自衛隊の戦闘機が全日空機と空中衝突した「電石事故」以来の大惨事であり、事故の原因究明とその責任は明確にされなければならない。

わが党は、この立場から左記について早急に対処するよう申し入れる。

一、東京湾の海上交通の安全、環境保全、防災等を含む総合管理のため、東京湾海上安全対策保全法（仮称）を制定すること。

一九八八年七月二十五日

日本社会党中央執行委員長
委員長 土井たか子

内閣総理大臣

竹下登殿

一九八八・八・二

一、海上自衛隊及び政府の責任は重大であり、事故の真相をつづみかくさず公表し、その政治責任を明確にすること。

一、ご遺族ならびに被害者に対し、万全の補償措置を講ずること。

一、浦賀水道は、海上交通の激しい「魔の水道」といわれており、民間船舶の安全航行を確保するため、直ちに軍用艦船の航行規制措置を取ることを含め、東京湾海上交通総合管理計画を策定すること。

中小企業庁は、消費税に反対する全国の中企業団体の動向や決議、リーダーの発言や行動予定などを調査し報告するよう担当各課に指示していることが報じられている。

この中小企業庁の調査は、消費税に反対する中小企業者の声を行政権力によって抑え込まれるとする以外のなにものでもない。税制改革法案は、国会においていまだ審議

申入

れ



にも入っていない。このような段階で、中小企業者の消費税反対の世論を抑え込もうとする行政の行為は、明らかに行政の範囲を逸脱し、中立であるべき行政本来の使命立場に反し、政府与党に一方的に組した誤った行政行為と指摘せざるを得ない。

また、行政が個人や団体の自由な意思に基づいた社会活動、経済活動を圧迫し、干渉するような調査をすることは民主主義に反する行為であり、したがつてこのような中小企業庁の調査は直ちに中止すべきである。

右、申し入れる。

通商産業大臣
田村元殿
中小企業長官
松尾邦彦殿

日本社会党中央本部
書記長 山口鶴男

絶賛発売中

中期社会経済政策 —われわれならこうする—

—主な内容—

〈第一編・重点課題〉

社会的成長をめざして——人間復讐のために

- 第二部 中期社会経済政策の三つの基本手法

第三部 中期政策を具体化するための諸条件

第二編・重点課題

社会的成長をめざして——人間復権のたたかひ

第一部 福祉社会の創造

第二部 変化への挑戦

価格 1,200 円(送料 1 冊 250 円)
A5 判 324 頁

発行 / 日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町2-2 衆議院第1議員会館内
電話 東京03(581)5111番(代表) 内線3880~4番
郵便振替口座 東京8-60821

代用監獄廃止・拘禁二法の即時撤回を ——日本の人权状況、国連・規約人權委員会で批判続出——

岡田和郎
中大路為弘

一、はじめに

市民的および政治的権利に関する国際規約（国際人權B規約）に基づき、日本政府が国内の人權状況につき国連に提出した第二回報告書が、八八年七月一〇日～一二日の間、スイスのジュネーブで開催された国連・規約人權委員会(Human Rights Committee)で審議された。

日本が国際人權規約を批准したのは一九七九年。B規約による第一回報告は八〇年に提出され、八一年一〇月に審議された。その時は報告書も審査の有無も、国民に知らされることとなかった。

今回の報告書は八七年一二月に国連に提出されたが、社会党の度重なる公開要求にも拘わらず、その内容が明らかになったのは今年の五月中旬であった。報告書は英文三二ページの簡単なもので、憲法や関係法令の引用が多く、逆に代用監獄や外国人登録法（外登法）の指紋押捺制度など重要な人權問題の存在を全く無視した官僚の作文であり、日本の状況を正しく伝えてはいなかつた。そこで、わが党は事の重大性を各団体に伝え、その内容を知った人權関係諸団体が、それに対する反対意見書（カウンター・レポート）を作成し、規約人權委に

提出した。その数は一三件にもおよんだ（注①）。筆者も規約人權委に参加し、個人的に托された意見書を委員に配布し、必要なロビイングなどをを行なつた。

規約人權委員会は、B規約の規定により選挙された世界各国の人權問題専門家一八名で構成される（注②）が、これらのレポートを中心にして、日本政府の概要説明に対して、鋭い質問が浴びせられた。

二、審議の概要

〔代用監獄〕審議のはじまる前々日、スウェーデンのヴェナグレン氏に「代用監獄についてどう思われるか」と質問したところ、氏は「この制度はおかしい。被拘留者は警察留置場以外の場所に移されるべきだ」また「日本でどんなことが行われているのか、外からは伺い知れないことが多い」と筆者に対してもコメントされた。

当日の審議では、スリランカのクーレイ氏が代用監獄についての質問の口火を切つた。「身柄拘束の間、一切の権利は保障されるのか」。イギリスのヒギンズ氏は「平均二三日に及ぶ拘留のあとさらに長期間の拘束がなされる。代用監獄における尋問（取り調べ）は、規約九条三

項と両立するのか」また、「代用監獄における拘留の比率が異常に高い。弁護士との接見の機会が制限され、一回一五分しかない。一日二〇時間にも及ぶ取調べが行われる。その中で身体的な暴力も行われる」として人権侵害への懸念を表明した。

ユーロのデイミトリジエヴィック氏は「被疑者が厳しい取り扱いを受けるこの制度が、どうして規約九条、七条を満たすと言えるのか」と追及した。特に印象的だったのはケニアのワコー氏。英語の発言の中で「ダイヨウカンゴク」という日本語を混じえながら、「警察留置場の中でも拷問は存在する。客観的にみてそう言える。日本弁護士連合会によれば、代用監獄の廃止は可能だ。四〇〇の拘置所をつくつて一二〇〇の警察留置場をなくせば良いのだ。被疑者は拘置所に置かれるべきだ。それは可能だ」ときわめて明確に意見を表明された。

その他「警察留置場では、人権は完全には保障され得ない。食事の制限まで行われる。警察留置場では被拘留者は口にさるぐつわをはめられ、手錠をつけられるのか。拷問をしたことによって警察官は処罰されたのか。一〇〇日以上も拘禁された後にとられた自白で有罪を宣告された人々も多い。この分野にどんな法があるのか。警察で暴力を受けたとの申し立てを審査する独立機関を設立する必要はないか。被拘留者が弁護士選任権を否定されたのはどのような場合か」など、質問や意見が相次ぎ、この問題に関する委員たちの関心の深さを示した。これに対して日本政府ははじめ、「警察は被拘留者を七二時間以内に裁判官のもとに引致しなければならないこととなっているから日本の制度は規約に違反しない。また被告人は保釈を申し立てる権利が保障されている。身柄の拘留にあたる公務員は、人権規約について十分に教育されている」との答弁であった。

しかし度重なる追及に「過度な取調べの例を完全に否定することはできない。刑事再審の事例について言えば、最近三人の死刑確定者が釈放された。これらの場合、警察留置場における自白が、(裁判所によ

り)受け容れられなかつた。しかし、だからと言って代用監獄が不要だということにはならない。問題となるのは警察官の資質であつて、代用監獄制度そのものの問題ではない」また「被拘留者の署名入りの自白調書は、もし強制によって採取されたと認められるならば証拠能力を持たない。代用監獄を廃止するには四〇〇の拘置所を増設する必要があり、それには四〇〇～五〇〇億円の予算がかかるため実現困難である。国内の監獄関係の諸規則は、国連の被拘留者待遇最低基準規則を満足するよう改訂されたり、被拘留者はいつでもそれを見ることができる。取調べ中被疑者の権利を守るためにあらゆる手段がとられており、不当な待遇の申し立てがあつた場合、十分に調査がなされる」などと答弁したが、説得力に欠けていた。

筆者が会場で会った英『タイムズ』紙の記者は、「日本政府は拷問の事実を否定しなかつた」として驚き、かつ怒りの色を隠さなかつた。最終コメントでは、「拘置所・刑務所よりもむしろ警察留置場における拘留のシステムについて詳細が知りたい。また拘留の条件、あるいは弁護士との接見交通の制限について憂慮する」ことが表明された。

審議を通して、「日本の代用監獄制度は国際人権規約違反であり、重大な人権侵害である」との評価は、規約人権委の場で動かないものとなつていて認められた。代用監獄の如きひどい制度は、経済的発展途上国にも存在しない、ということが改めて国連の場で確認された。日本はこの面では世界の最後進国の一つだということになる。

もともと代用監獄制度は明治政府でさえ暫定措置である、としてきたものであるにも拘らず、現在、代用監獄を恒久化するための拘禁二法案が国会に上程されている。国際舞台では代用監獄は、すでに否定された問題なのである。一日も早く逆行と孤立をやめ、国際基準に合致するよう制度を改めるべきである。

〔外国人登録法〕外国人登録のあり方については、フランスのシャネット氏、ヒギンズ氏、ヴェネズエラのアグヴィラード、ボーランド

のズイリンスキ一氏、ソ連のモヴチヤン氏等より質問が出された。「外登法によって外国人に対するのみ指紋が採られているのか」からはじまり、「朝鮮人・韓国人の地位はどのようなものか。第二世代、第三代に至るまで外国人とされ、登録の対象となる理由が分からぬ。これは差別である。朝鮮・韓国籍の者たち、十代の者だけに指紋が課せられるというのは事実か。外登証を持たないでいる場合、法律的にどうなるのか」。

さらに「日本国憲法の中に、例えば高等教育を受ける権利についての機会均等に関する条文が見出せない。言語的・民族的少数者は高等教育について平等の権利を持つているのか。朝鮮・韓国人等は何人位が高等教育を受けているのか。第二、第三世代の外国人は同化を拒否しているのか。これに対する抗議があつたのか。日本で生まれ、育つた外国人にも指紋が課せられているなら、それに対して抵抗する人々はどうのうにして処罰を受けるのか」などの質問がなされた。また、質問の中で、ズイリンスキ一氏が、外国人差別の例として、朝鮮民主主義人民共和国の客船「サムジョン号」が、当局より下関寄港が拒否された事例に言及した。

日本政府は「外国人は選挙権を除き日本国民と同じ権利をもつ。朝鮮・韓国人は他の外国人と同等の基本的権利を保障される。指紋押捺制度は外国人登録手続の一環として、一六歳以上で、一年以上在留するすべての外国人に課せられている。外国人は、その身分を明らかにするため登録証の保持を義務づけられている。これは決して人権侵害とはみなされていない」などときわめて非常識な答弁に終始した。

委員たちの最終コメントでは「日本は、外国人の利益と相反する法律を持っている、世界にもほとんど僅かしかない国のうちの一つだ。日本では差別と国籍の問題が相互に関連している。外国人に対する明白な偏見が法律制度の中にみられるが、これは改正されるべきだ」と指摘されている（このコメントは東南アジア出稼ぎ女性の地位にも関

連している）。

この審議を通して、①前進諸国では一部を除き指紋制度を持たないこと、②指紋制度を持つ国の中でも、外国人に対するのみ差別的に指紋を課し、さらに二世、三世以下子々孫々に至るまで指紋をとり続ける国は、世界中で日本だけである、という日本の特殊性があらためて浮彫りになった。

なお、規約人権委の審議後二週間目、八月六日に明らかになつたところによれば、最高検察庁は「外国人登録法を弾力運用し、原則として起訴しない」との通達を全国の地検、高検に出したと新聞報道された。これは外登法の実質的空文化であり、大きな成果である。（なお、法務省は、このような通達の存否それ自体を明らかにすることを拒否している。しかし、否定することもしない。）

「東南アジア出稼ぎ女性、アイヌ、被差別部落問題」クーレイ氏、ヒギンズ氏、ズイリンスキ一氏らが質問した。「人権擁護委員の中のアイヌ民族、部落民、朝鮮・韓国人、中国人の数はどの位か」「数多くの移民・出稼ぎ女性が日本に来ているが、その人たちの地位はどうなつてているのか。しばしば貧しく、何の保護もない。日本政府は女性たちを保護するために何をやっているか。売春は多くの国で問題となつているが、日本でも管理売春が行なわれ女性たちが売春を強制されている。このような状況に日本政府はどうに対処するのか」「規約二六条（法の前の平等・差別の禁止）はアイヌ民族、部落民との関係でどうなつてているか。また北海道旧土人法がいまだに存在している。これは数多くの人々に対する差別ではないか」「新しい法律を施行しても実態は必ずしも改まらないから、差別をなくすためには法の制定以上に積極的な活動が必要である。社会の文化のあり方を変えるためには、教育的な面で大きな努力を継続する必要がある」などと切り込んだ意見が表明された。

これに対し、日本政府は、同和問題については現行法と施策の説明

したにとどまり、じゃばゆきさん問題については「日本政府は移民を受け入れていない」と答弁したのみで、アジア女性の人権保障については触れなかつた。アイヌ民族についても現行法の説明をしたのみで誠意ある回答を行わなかつた。

最終コメントでは「東南アジアからの移民女性たちの地位は、売春禁止の問題だけでなく、反奴隸制の国際条約の範囲にも含まれる」とされた。

〔選択議定書〕国際人権B規約の選択議定書の批准については、社会党のほかわが国人権団体が強く要求しているところであるが、イタリアのポカーリ氏が質問した。「首相など政府高官の度重なる『前向き』の発言にも拘わらず、日本政府は何故、選択議定書を批准しないのか」。日本政府の答弁は「現在、選択議定書および他の人権諸条約について国内法との矛盾がないかどうかを検討中である。未だ研究の段階であつて、批准の段階に至っていない」というものであつた。

〔プライバシーの権利〕デイミトリジエヴィイク氏らが質問。「電子データの管理の方法と、その悪用にかかる監査、管理にあたる機関の責任について問う。個人情報を求める自由、アクセスの権利はどうなつてているか。もし自分に関する情報に誤りを発見したら、それを訂正させる権利はあるのか」。

日本政府の答弁は「電子データの管理とデータ基準の作成に関する新法を、現在国会で審議中である。なんなく新法はデータの誤用を防ぎ、また被拘留者のデータに対するアクセスを含む」であつた。

〔戦争宣伝・差別扇動の禁止〕モヴチャン氏はそのロシア語の発言の中で、規約二〇条一項を特別に英語で、二度にわたりくり返して注意を喚起した。「戦争のためのいかなる宣伝も法律で禁止する」。——日本には現在そのような法律はない。またもう一人の委員は旧軍人たちの行進についてのテレビ・フィルムや報道について注意を喚起した。最終コメントでも、「歴史から学び、戦争宣伝を禁止する法律を制定

する必要性」が強調された。

〔精神障害者的人権〕わが党が調査摘発した宇都宮病院事件を契機に、日本の精神障害者の人権問題は、国会での追及と一九八四年以来国連人権小委での批判もあり、日本政府は昨年改正を行ない精神保健法が誕生したところである。しかし、これとても、B規約の条件を満したものではない。

当然のこととして今回の規約人権委でも、シャネット、ヒギンズ、アグヴィラー、モマスティーグ(オランダ)、デイミトリジエヴィイク、ヴェナグレンなどの各氏がこの点を質問した。「精神障害者は不法拘禁に対抗する手段を保障されているか。救済方法は何か。障害者が入院する病院の医師の資格、役割は何か。また鑑定医はどうか。八〇%の精神医療機関が民間で経営されていることは、過度の商業主義を意味しないか。措置入院の場合、裁判所が権限を持たないのではないか。障害者は人身保護令により釈放の訴えを起こせるか。刑事裁判にかけられた者のうち精神病院に入れられている者は何名か。不法に拘留された者は十分に補償されるか」。

委員たちは最終コメントの中で「改正法は未だ日本の精神医療がB規約の規定を満たすには致つてない。強制入院に対して病者が法的に訴える権利が保障されていないのではないかと懸念される」と述べている。

五年後の再改正にむけて日本政府は何をなすべきかを求められた訳である。

〔死刑、刑事補償、恩赦〕ワコー氏、ヴェナグレン氏、クーレイ氏らが質問した。

死刑について、政府報告では八一～八五年は平均で確定が二件といふことになっている。しかしNGO(非政府組織)のカウンター・レポートで、八七、八八年(六月まで)に一五件確定と急増していることが明らかになつた。それを受け委員たちより「死刑判決はここ二

年の中に増えている。しかし、死刑は減ぜらるべきだ。刑法改正作業の中では死刑に相当する犯罪類型は減っているのか。監獄法に言う「死刑確定者の処遇は刑事被告人に準ずる」とはどういう意味か。現在下級審で三五件もの死刑判決が行なわれているではないか。重大な犯罪が増えるような特別の状況があるのか。また恩赦はどのように実施されるか」などの質問が出された。

日本政府は、死刑判決が急増している事実は認めつつも「死刑判決の数は個別事件の状況による。どうして死刑が増えているのか私はそれを説明すべき立場はない。天気予報のように今後の死刑判決を予想する訳にはいかないが、長期的には減るであろう」また「恩赦には内閣の政令による一般恩赦と個別恩赦があり、死刑確定者もその対象となる。恩赦は有効に機能している」と答弁した。

しかし委員たちを納得させるには至らず、最終コメントの中で、「死刑判決の驚くべき増加に対する憂慮」が表明された。

いまや死刑廃止は世界のすう勢であり、国際人権規約にも、死刑廃止の選択議定書が検討されている。日本の対応が急がれる。

「人権諸条約、アパルトヘイト」モヴチャン氏、ワコー氏らが質問した。「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する条約、および、反アパルトヘイト条約の批准はするのか」。日本政府は「前者については注意深く検討しているが、後者については条約の文言があいまいであるため国内法に表現することが困難であるため批准は期待できない」と答弁した。

「南アフリカのアパルトヘイト反対のために、どのような積極的手段を講じてあるか。南アに対する直接投資を日本は規制しているが、間接的投資についてはどう規制するのか」との質問に対し、日本政府は「間接投資については規制するのが極めて困難であるが、直接投資については企業は禁止令を犯さないように説得されている」と答弁した。

た。

「日本社会と人権のあり方」委員たちの指摘の中に「日本は独自性と近代化の方向へすすみつつあるモデルとして、先進諸国からみて研究の価値がある。日本には、母親は家庭にとどまるものだというような、規約に保障された女性の権利とは矛盾する伝統的な家庭観があるのでないか。――（事実、日本政府が、国会議員、地方議員、上級職公務員、裁判官などに占める女性の数を明らかにした時、そのあまりに少なさに、委員たちは失笑を禁じ得なかつた）――伝統的な生活様式や哲学を重んずるがゆえに、近代的な法に対する抵抗があるのでないか。自由権の侵害に対する法的救済を求める手だけが日本の法律にはあるのか」。

「日本は強固な伝統を持つ社会で、それを克服するのは困難だ」と指摘したのはシャネット氏。最終コメントでは「伝統に束縛された社会が近代的観念へ移行するに際して直面する種々の問題が日本には存在する」と述べている。

「日本の非政府組織（NGO）の活動」今回の審議にあたって日本の人権問題に關し一三件におよぶ英文のカウンター・レポートを提出した、わが党をはじめとする人権団体の活動は、委員たちから高く評価された。最終コメントでも「NGOから人権委員たちに提出された文書については、B規約締結国諸政府にも送付してほしい」との要望が提出された程である。激務の中、委員たちはこれらのレポートを、実際に良く読んで研究していた。

三、若干の総括

国家報告が今回の日本ほど厳しく批判されたことは過去に例がない、というのが国連関係者の一致した意見である。とくに代用監獄における拷問の問題などでこれほどまでに批判されたことは日本の外交上大きな失点であつたとされている。早急に代用監獄の廃止と拘禁二

編集後記

▽暦の上では立秋が過ぎました。でも夏はいまが真っ盛りです。暑さにも負けず臨時国会の方は「熱い攻防」を繰り広げています。

▽去る八月一日、衆議院の代表質問に立つた土井委員長は、この臨時国会を「税制国会

ではなく、「リクルート国会」と位置付けて、議された四、五の両日、土井委員長を先頭に衆参議院予算委員会が社会党抜きで強行審

いま「眞の政治倫理を確立しなければ事態はますます泥沼にはまり込み、日本の政治が心ある国民からも国外からも信用されなくなる

にちがいない」と、政府・自民党を追及して

います。本誌に掲載してある全文でおわかり

の通り、その大半をリクルートに絞った異例

の代表質問に熱い支持がよせられています。

▽先日は板川正吾さんから電話をいただき

ました。療養先の長野からです。元衆議院議員であり、政策審議会副会長など務められて

きた大先輩です。リクルートゲートに対する

厳しい追及に、竹下総理は「李下(りか)に冠

を正さずの教え通り、十分心していく」と、

繰り返すのみです。「どんでもない」総理は言葉の意味さえまったく判っていない」と、受

話器の向こうで板川さん。「李下に冠を正さず」とは「広辞苑」にもちゃんと書かれてい

る通り、「李下(スモモの木の下)で手を挙げて

冠の曲がっているのをなおすと、李(スモモ)

の実を盗むのかと疑われることから、他人の

嫌疑を受けやすい所行は避けよとの意です。

「すでに、疑われる行動をしてしまっている

総理がいまさら使える言葉ではありません」。

▽衆議院予算委員会が社会党抜きで強行審

議された四、五の両日、土井委員長を先頭に衆参議院議員は、いつせいに街頭からリクル

ートの真相解明と消費税導入反対を訴えまし

た。政策審議会のスタッフも「街頭アンケー

ト調査」やビラ配りに参加です。街頭での反

応は、「審議拒否」に対する厳しい注文もあり

ましたが、いつなく「社会党のやつてること

と言つてること」に好意的でした。三宅坂の

本部にかけられてくる電話も同じです。しか

し、七六人の名簿の公表も江副前会長の証

人喚問も、政府・自民党の妨害の前にいまだ

困難を極めています。しかも、税制改正案の

審議を急ぐのが政府・自民党です。お盆休み

あけ、そして九月の国会へといよいよ負けら

れないたたかいが続いていきます。

▽広島、長崎に原爆が落とされて四三年目

を迎える、核の廃絶・軍縮と不戦の誓いを心新

たにしているとき、イ・イ戦争停戦のうれしいニュースです。

政策資料編集委員会

委員長 伊藤茂

編集委員 岩垂寿喜男 細谷治嘉

小野信一 小林恒人

河上民雄 清水勇

戸田菊雄 永井孝信

安田修三 志苦裕

村沢瀬尾忠博

久保直 矢田部理

押田三郎 福間知之

佐間田勝美

浜谷博 淵谷惇

兼事務局長 温井寛

会計監査 佐藤敬治

「政策資料」 購読料のお知らせ

定価 一部 三〇〇円

送料 一部 五〇円

年間購読料 四二〇〇円（前納）

ご送金は左記へお願ひいたします。
郵便振替 東京8-80821

又は
大和銀行 衆議院支店

普通 203888

日本社会党政策審議会

昭和50年10月9日第三種郵便物認可
1988年9月1日発行
政策資料第264号
毎月1回1日発行

編集人 政策資料編集委員会
発行人 伊藤 茂
発 行 日本社会党政策審議会
東京都千代田区永田町 衆議院第一会館
電話 東京03(581) 5111 内線3880~4
FAX 東京03(502) 5857
定価 300円 (送料 50円)
